

第 33 回 堺市 社会福祉 審議会 会議録  
(審議記録)

令和 7 年 6 月 27 日 (金) 午後 2 時～4 時  
堺市役所本館 12 階 市議会 第 1・第 2 委員会室

## 目 次

1. 出席状況等	・ ・ ・ ・ ・ 2
2. 議 題 等	・ ・ ・ ・ ・ 3
3. 審議記録	・ ・ ・ ・ ・ 4

1. 出席状況等

\* 委員の出席状況 (50音順、敬称略)

出席委員 (33人)			欠席委員 (7人)
秋元 さつき	勝間 靖彦	辻 洋兒	鵜浦 直子
足立 典子	勝山 孝	西尾 薫	尾島 博司
天野 隆次	木村 正明	西川 隆蔵	金澤 ますみ
伊藤 嘉余子	黒田 研二	西野 則子	長瀬 美子
井上 伸二郎	小堀 清次	昇 慶一	西尾 正敏
大江 千佳	小山 敏美	藤井 載子	東根 ちよ
大島 知子	才村 純	丸山 芳美	松端 克文
大町 むら子	崎川 晃弘	宮本 恵子	
岡原 和弘	篠崎 直人	八木 直亮	
奥中 淳史	田中 一弘	山口 典子	
片田 栄一	種橋 征子	山崎 光	

\* 傍聴者 0人

\* 出席職員 (機構順)

(健康福祉局)		(子ども青少年局)	
健康福祉局長	竹下 泰夫	子ども青少年局長	井上 富士雄
生活福祉部長	長尾 正志	子ども青少年育成部長	東野 秀一
健康福祉総務課長	宮本 浩志	子ども企画課長	名和 琢巳
地域共生推進課長	林 大輔	子ども家庭課長	立道 勝広
地域共生推進課参事	安齊 智子	子育て支援部部理事	岩城 千映子
生活援護管理課長	蘆田 哲弥	子育て支援部参事	松村 由紀
長寿社会部長	佐野 庸子	子ども相談所長	石戸 博晃
長寿支援課長	杉中 淳志	子ども相談所次長	西村 しのぶ
長寿支援課参事	幸地 仁詩		
介護保険課長	定光 紀尚		
介護事業者課長	増田 宣典		
障害福祉部長	鷹野 雪保		
障害施策推進課長	吉田 慎一		
障害者更生相談所長	松永 英晃		
健康部長	永井 義雄		
健康医療政策課長	鶴岡 博		
健康推進課長	前原 康雄		

## 2. 議題等

### 【審議事項】

認定こども園法の一部改正に係る堺市社会福祉審議会規程の一部改正について

### 【報告事項】

#### (1) 地域福祉関係（生活福祉部）

令和6年度地域福祉専門分科会の活動概況について

#### (2) 高齢福祉関係（長寿社会部）

①令和6年度高齢者福祉専門分科会の活動概況について

②堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2024～2026年度）の進捗状況について

#### (3) 障害福祉関係（障害福祉部）

令和6年度障害者福祉専門分科会審査部会の活動概況について

#### (4) 児童福祉関係（子ども青少年局）

令和6年度児童福祉専門分科会審査部会等の活動概況について

## 3. 審議記録

別紙のとおり

## 審議記録

### I 開会

### II 挨拶（永藤市長）

### III 委員紹介

### IV 審議事項

（岩城子育て支援部部理事）

#### 認定こども園法の一部改正に係る堺市社会福祉審議会規程の一部改正について

（資料 1-1～1-4）

- ・令和 7 年 4 月 25 日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部が改正されたため、所要の審議会規定の改定を行う。
- ・幼保連携型認定こども園の職員等による園児への虐待（入園児虐待）の防止等に関する規定が新たに設けられ、虐待を受けたと思われる園児を発見したものによる支援の通告が義務となったほか、通告を受けた市が必要な措置を講じた時には、措置の内容等を審議会等に報告することが規定された。
- ・法の施行期日が令和 7 年 10 月 1 日のため、施行に先立ち、本社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に属する、子ども虐待検証部会が審議する事項に「入園児虐待」を新たに加える。

（審議結果）

- ・堺市社会福祉審議会規程の一部改正について、事務局から提示した改正案で承認。

### V 報告事項

#### 1. 地域福祉関係（生活福祉部）

（林地域共生推進課長）

##### (1) 令和 6 年度地域福祉専門分科会の活動概況について

（資料 2-1）

- ・令和 6 年度の地域福祉専門分科会は、令和 6 年 8 月 22 日、令和 7 年 3 月 27 日に開催して、議論を行った。

（資料 2-2）

- ・本市では、行政が策定する「地域福祉計画」と堺市社会福祉協議会が策定する「地域福祉総合推進計画」を一体的に策定しており、令和 2 年 3 月に「第四次堺市地域福祉計画・第六次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画」として、「堺あったかぬくもりプラン 4」を策定。

- ・現計画が今年度末で終期を迎えることから、昨年度より次期計画の策定に向けた取組を実施。なお、次期計画についても、行政計画の「地域福祉計画」と堺市社会福祉協議会の「地域福祉総合推進計画」を一体的に作成する。
- ・次期計画は現計画と同様、社会福祉法第 107 条に基づき、健康福祉の分野別計画の基盤計画として位置づけ。
- ・昨年度実施した次期計画の策定に向けたアンケート調査では、地域福祉専門分科会において、アンケート調査項目の設定や分析の視点等について貴重なご意見を賜った。
- ・次期計画の策定については、地域福祉専門分科会のご意見を踏まえながら進める。

## 2. 高齢福祉関係（長寿社会部）

（杉中長寿支援課長）

### (1) 令和 6 年度高齢者福祉専門分科会の活動概況について

（資料 3-1）

- ・高齢者福祉専門分科会は令和 6 年 10 月 25 日に開催する予定であったが、当日の出席者が委員の過半数に達しなかったため、報告事項 3 件について意見交換を行った。
- ・報告事項の 1 件目は、「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の前期（第 8 期）計画の実績報告及び今期（第 9 期）計画の重点施策や目標設定等について報告。
- ・2 件目として、第 9 期計画に基づく施設整備事業者の募集について、募集する施設の内容や事業者選定のスケジュール等について報告。
- ・3 件目としては、令和 6 年度交付分の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価資料及び評価結果について報告。

（杉中長寿支援課長・定光介護保険課長・増田介護事業者課長）

### (2) 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2024～2026 年度）の進捗状況について

（資料 3-2）

- ・当計画は、基本理念として、「安心 すこやか 支え合い 暮らし続けられる堺」を掲げ、計画目標には「健康寿命」を KGI（重要目標達成指標）としていた。また、6 つの重点施策を柱に、高齢者福祉等に関する施策を展開し、それぞれに KPI（重要業績評価指標）を設定している。

- ・令和 6 年度の具体的な取組として、介護予防「あ・し・た」プロジェクトについては、「あるく・しゃべる・たべる」の 3 つの行動をバランスよく実践することで、フレイル予防等につなげることを目的とした取組で、令和 6 年度の総参加人数は 1693 人であり、前年度の約 1.6 倍に増加した。みまもりあい事業は ICT を活用し、地域全体で認知症等の高齢者を見守る新たな取組として、令和 6 年度から開始している。
- ・認知症初期集中支援チームによる令和 6 年度の支援件数は 71 件で前年度の約 1.5 倍に増加しており、支援体制の更なる充実に向けて取組を進めている。また、地域包括支援センターの援助件数は令和 4 年度の 162,307 件から令和 6 年度には 167,914 件と、2 年で約 5,600 件増加しており、地域の支援ニーズが高まっている中、必要な支援につながる機会が増えていると考えている。
- ・これらの取組を通じて、6 つの重点施策ごとに設定された KPI はいずれも令和 8 年度の目標達成に向けて、着実に進捗している状況である。

(資料 3-3)

- ・介護保険事業計画は各年度 9 月末の数値を基礎としているため、資料のデータは基本的に各年度の 9 月末現在の数値である。
- ・(1) ア高齢者人口の推移について、令和 6 年度においては計画値・実績値ともに高齢化率は 28.3%、計画値どおりに推移している。令和 8 年度まで横ばいで推移する見込み。
- ・(1) イ要介護（要支援）認定者数について、令和 6 年度の認定率は計画値が 25.8%、実績値が 26.0%となっており、実績値が計画値を若干上回っている。令和 7 年度は 26.2%、令和 8 年度は 26.7%と増加傾向を見込んでいる。
- ・(1) ウ要介護度別サービス受給者数の状況について、居宅サービスの利用者数は 37,199 人、地域密着型サービスの利用者は 6,328 人、施設サービスの利用者は 4,729 人、総合事業の利用者は 10,569 人である。
- ・(2) 介護保険サービス給付費等の令和 6 年度実績見込みについて、居宅サービス、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費など、計画値から上回っているものもあるが、全体としては計画値の範囲内で推移している。
- ・(3) 保険料収納状況の令和 6 年度実績見込みについて、保険料収納率は現年分と滞納繰越分の合計で 98.09%、前年度を上回る上納率となる見込みである。

(資料 3-4)

- ・今期の「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」期間中における介護保険施設等の公募及び公募以外の指定等による整備状況については次のとおりである。

#### 公募による選定状況

- ・「介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）」の新設については 100 人分の公募に対し、2 施設 180 人分の応募があり、1 施設 80 人分の応募分を選定。
- ・「介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）」の増床分は 32 人分の公募に対し、1 施設 5 人分の応募があり、当該応募分の全てを選定。
- ・「地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）」の新設については 29 人分の公募に対し、1 施設 29 人分の応募があったが、審査において基準点を満たさなかったため、選定せず。
- ・「特定施設入居者生活介護」は転換 100 人分の公募に対し、1 事業所 32 人分の応募があり、当該応募分の全てを選定。
- ・「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」の新設については 36 人分の公募に対し、1 事業所 18 人分の応募があり、当該応募分の全てを選定。
- ・「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の新設については 145 人分の公募に対し、1 事業所 29 人分の応募があり、当該応募分の全てを選定。
- ・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の新設については 30 人分の公募を行ったが、応募はなかった。
- ・なお、選定数が募集数に満たなかったもの又は応募がなかったものについては、令和 7 年 3 月 14 日から 5 月 9 日まで公募を実施しており、令和 7 年 7 月上旬に選定予定。なお、資料中で「令和 7 年度 6 月中に募集を開始する予定」と記載している「地域密着型特別養護老人ホーム」の新設については、令和 7 年 6 月 20 日付で公募を開始。

#### 公募以外による指定状況

- ・「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は公募によらず事業者からの指定申請によっても整備が可能なサービスで、「看護小規模多機能型居宅介護」については、1 事業所 29 人分の

指定申請があり、令和 7 年 4 月 1 日付で指定している。

### 3. 障害福祉関係（障害福祉部）

（松永障害者更生相談所長）

#### (1) 令和 6 年度障害者福祉専門分科会審査部会の活動概況について

（資料 4）

- ・第 1 審査部会では、身体障害者手帳の交付の可否やその障害等級について審査しており、令和 6 年度は、24 回の審査部会を開催し、延べ 293 件の審査を行った。結果については資料に記載のとおりである。
- ・第 2 審査部会では、身体障害者手帳の診断を行うことのできる医師の指定及び取消、障害者総合支援法に規定に基づく指定自立支援医療機関のうち、育成医療及び更生医療に係る医療機関の指定及び取消について審査している。令和 6 年度は、資料に記載のとおり、4 回の審査部会を開催し、医師の指定、更生医療機関及び育成医療機関の指定について意見をいただき、指定を行った。なお、医師及び医療機関ともに取消に係る案件はなかった。

### 4. 児童福祉関係（子ども青少年局）

（立道子ども家庭課長、松村子育て支援部参事）

#### (1) 令和 6 年度児童福祉専門分科会審査部会等の活動概況について

（資料 5）

- ・児童福祉専門分科会の組織は、令和 6 年度においては「児童措置審査部会・里親審査部会・子ども虐待検証部会・子ども権利擁護部会・幼保連携型認定こども園等認可審査部会」の 5 つの審査部会で構成されている。
- ・児童措置審査部会では、措置対象児童の処遇方針についての審査を行う。令和 6 年度は 10 回開催し、虐待 14 件、育成相談 5 件の計 19 案件について審査を実施。このうち、児童福祉法第 28 条の規定を適用した処遇方針の適否については、諮問した 14 案件全て「適」となった。なお、児童福祉法第 28 条では児童福祉施設等への入所等に保護者が同意しない場合、家庭裁判所の承認を得て、措置することができる旨が規定されている。児童福祉法第 28 条以外の案件として、親権停止・親権喪失の審判申立については諮問した 4 件全て「適」であった。また、今年度は以前に第 28 条の処遇方針の審査を行った案件 1 件の措置解除についても審議した。
- ・里親審査部会では、里親として認定すべきかどうかの審査を行う。令和 6 年度は 4

回開催し、新規 12 組、更新 9 組、合計 21 組について審査を行い、20 組を里親として認定することについて承認されたが、1 件は不適となった。里親の種類として、「養育里親」は保護者のいない、又は保護者に監護させることが不適切であると認められた児童を養育する里親である。「専門里親」はより専門的な知識を生かして、虐待を受けた児童や非行傾向のある児童等を養育する里親である。「養子縁組里親」は親子の血縁関係のない者の間に、実の親子と同一の法律関係を成立させる養子縁組を希望する里親である。「親族里親」は当該児童に扶養義務のある親族によって養育する里親である。

- ・子ども虐待検証部会では、重篤な児童虐待事例について分析検証を行い提言することに加え、子ども相談所の運営に関する評価検証、被措置児童等虐待に関する分析検証を行う。令和 6 年度は重篤な児童虐待事例についての検証はなく、子ども相談所の運営に関する評価検証を 2 回開催し、被措置児童等虐待に関する分析検証は子ども相談所の運営に関する評価検証に併せて 1 回開催した。
- ・子ども権利擁護部会は令和 4 年改正児童福祉法において、社会的養護に係るこどもの権利擁護の強化を図るため、新たに設置した。主に、児童養護施設等へ措置された児童の意見又は意向について、審議会への諮問を希望する事案が発生した際に調査員が対象児童への聞き取り調査を行い、審議会へ諮ることとしている。児童養護施設等におけるこどもの権利擁護の取組についての評価検証も部会の目的としており、令和 6 年度は本市で実施している堺市子ども相談所による意見聴取等措置の取組と、一時保護所で実施している意見表明等支援事業について評価・検証を行った。令和 6 年度に調査員の派遣依頼があった児童は 3 名で、そのうち、審議会への諮問に至った案件は 1 件あった。
- ・幼保連携型認定こども園等認可審査部会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、認定こども園法（第 17 条第 3 項）及び児童福祉法（第 34 条の 15 第 4 項、第 35 条第 6 項）において、市長が幼保連携型認定こども園、保育所及び家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会等の意見を聴くことが規定されており、これに基づき設置しているもの。令和 6 年度は計 2 回開催し、小規模保育事業 3 件について審査を行い、事業者の認可にあたって、設備面や運営面等の基準を満たしていることの確認等を行った。

## V 質疑応答、意見

### 1. 地域福祉関係

(質問)

昨今、社会的にも話題になっているヤングケアラーへの支援については、他の自治体では重層的支援体制整備事業の中でクローズアップされることが多いが、堺市ではどこに位置づけられるのか教えていただきたい。(伊藤委員)

(回答)

地域福祉計画は社会福祉法第 107 条第 1 項に基づき、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めることとされているため、児童福祉に関してもそういった視点を持って何を進めていくのかについて考える必要がある。(林地域共生推進課長)

(質問)

アンケート調査について、今日の資料の中ではジェンダーの視点が見当たらない。ジェンダーによってかなり困りごとの内容が変わってくると思われるが、ジェンダー統計をこのアンケート調査の中で分析されているか、あるいは回答者の経済的背景と困りごとの関連性といったものは分析されているか。(山口委員)

(回答)

男女別にアンケートをとっているが、具体的なところについては今後議論を深めたいと考えている。また、経済面に関しては世帯年収を確認し、クロス集計等で分析を行っている。(堀毛地域共生推進課長補佐)

(質問)

計画にジェンダーの視点を盛り込むべき内容があれば、計画策定の際に検討いただきたいと思うが、何か項目はあるか。(黒田委員長)

(回答)

分析はジェンダーの視点でしておられるようなので、問いかけについても特徴はわかっておられると思う。女性、男性だけでなくその他のジェンダーの方々の問題についても調査項目に入れる必要がある。

今年度から大阪府のワンストップセンターSACHICOが委託業務になった関係から、性虐待の被害を受けた子どもたちに関しても突っ込んだ分析が出てきている。認定子ども園には知らされないが、SACHICOにお世話になっている堺の子どもたちは過去にもたくさんいた。法制度が変わった部分だけ見るのではなく、大阪府全体でもかなり変わっている部分があるので、性虐待の問題にしても、SACHICOのようにジェンダーの視点が必要だと思うので、今後のアンケート調査も工夫して項目を上げていただきたい。

(山口委員)

(質問)

資料 7 ページの団体・機関調査の一部抜粋で、本市の福祉に関する環境について不十分だと思うことの中で一番多いものが、「孤立した人や引きこもりの人への支援」という項目になっている。

孤独・孤立対策推進法という新しい法律も施行されたが、地域福祉計画の中には、そういう観点からこれからの対策・方針を盛り込もうとしているか。(黒田委員長)

(回答)

孤独・孤立はこどもから高齢者まで、どのような方でも孤独・孤立に陥る可能性がある問題であり、委員長のご発言のとおり、地域福祉計画の趣旨は横串を刺すというものであるため、それぞれの視点において、孤独・孤立の視点を含めながら記載したいと考えている。

特に、支援の声を上げられないような方についても、こういった形で情報発信やアウトリーチができるかというところも検討したいと考えている。(堀毛地域共生推進課長補佐)

(質問)

孤独・孤立の対策・支援ということで取り組んでいる具体的な地域福祉の事業として、具体的にはどんなものがあるか。地域福祉計画の中で議論している施策があれば教えていただきたい。(黒田委員長)

(回答)

孤独・孤立に特化した施策に関しては、様々な事業において、孤独・孤立の視点を持って取り組むというところが一番重要であると考えている。

今取り組んでいる事業としては、例えば、堺市社会福祉協議会に配置している日常生活圏域コーディネーターが地域を回り、個別支援・地域づくりをしながら取組を進めている。(堀毛地域共生推進課長補佐)

(意見)

私は地域福祉専門分科会に所属しており、一点補足させていただくと、3年前から堺市議会において、孤独・孤立対策調査特別委員会をすでに設置している。昨年度は私が委員長を務め、今で3年目になるが、兵庫県養父市ですでに実施されている、英国における社会的処方(Link Worker)のようなものを本市においても導入できないかといった建設的な議論も行っている。(小堀委員)

(意見)

孤独・孤立状態にある方に人とのつながりを作っていくという政策を進めるために、Link Workerを配置する、あるいは社会的処方という言葉を使う。医師が薬を処方

するのではなく、社会的なつながりを作っていくようなことが必要であり、「処方」というと医学的なモデル、医療モデルに偏りすぎているように思われるが、医療機関やかかりつけの医師とも連携をして、孤独・孤立に対して社会的な対応策を考えていくという取組である。そういった取組を兵庫県の養父市が熱心に取り組んでいると聞いたことがあるが、堺市でもそういう取組をしていこうとしているのであれば、大いに期待したい。

また、重層的支援体制整備事業の中で、色々な複数の課題を抱えている世帯への支援においてはこういった社会的孤立あるいは引きこもりが重要な課題となることが多いため、そういうものに対して有効な対応ができるようになってほしい。地域福祉計画の中にも重層的支援体制整備事業の計画を書き込むということなので、ぜひその支援体制づくりを進めていただきたい。

資料 7 ページで「孤立した人や引きこもりの人への支援」が 1 つの課題であるということだが、もう 1 つは「支援が必要な人を発見する取組」となっている。困っていることについてのアンケートの回答で、「相談や支援をしている人の発見が難しい」という答えが一番多かったというのが気になっている。地域での課題、生活課題を持っている方や世帯、家族を発見することが難しいというのはどういうことか。なぜこの回答が多くなったのか。

重層的支援体制整備事業ではこういう地域課題を発見するとか、あるいはそういう世帯の方についての色々な相談から出発することが多いと思うが、現状はどうなっているか。あるいは、こういう課題について意見等のある委員がいればご発言いただきたい。(黒田委員長)

(意見)

相談や支援を必要としている方は自分では言いづらく、言わない。社会福祉協議会で「お元気ですか運動」を行っているが、訪問してもいいかと聞いても、訪問は不要と言われる方が多く、実際には相談や支援を必要としても自分では手を上げられないという現状がある。(大島委員)

(意見)

自ら支援を求めない、そこに生活の色々な困りごとのニーズがあるというように見えるが、自分からは支援を求められない方が多い。実際に、引きこもりの方の支援ではそういう課題がある。一人暮らしで孤立している方でも積極的に自分からは SOS を出さない方もいるが、重層的支援体制整備事業ではそういう方に対しても支援の方策を検討することが可能になっていると思うが、今の取組としてうまく機能してないということか。(黒田委員長)

(意見)

引きこもりだけでなく虐待している親や子育てに自信をなくしてしまった親等で相談に来られる方は誰かに相談してみようという開かれた姿勢を持っているからいいが、

実は本当に支援が必要な人は自らアクションを起こせない。となると、こちらからお節介を焼いていくしかない。そういう意味で、アウトリーチ型の支援、それぞれの児童福祉や高齢者福祉というのではなく、まさに重層的な支援が必要である。相談する意欲も低下し、近所からも孤立してしまっている人たちをいかに早期にキャッチして、訪問型のお節介を焼いていくか、それを制度の中にどう組み込んでいくかということが極めて大事であると思う。

虐待の場合、虐待が疑われる場合は通報するといったことはかなり市民の間でも浸透してきたと思うが、本当に支援が必要だが、孤立してしまっている方にどう光を当ててか、そこは非常に大事な視点であると思う。(才村委員)

(質問)

こどもの虐待にせよ、高齢者の虐待にせよ、その当事者から SOS が出てくることは少ない中で、そういう方を支援できるアウトリーチ型の支援、訪問して支援の計画を立てるといったことができるような体制づくりが必要であり、それを可能にするのが、1つはこの重層的支援体制整備事業であると思う。児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉や介護保険、生活困窮者支援といった 4 つの領域を合わせて総合的に包括的に支援していく体制を作ろうということで始まった事業であるため、その中でうまく対応していただきたい。

重層的支援体制整備事業を開始して 2 年目、3 年目になると思うが、自ら SOS を発しないような課題を持っているご家庭への支援等はうまくいっているか。(黒田委員長)

(回答)

特に孤独・孤立で自分から支援を求められない方への支援は行政にとっても課題であると認識しているが、有効な手立てを見つけることは難しいとも感じている。

次期計画を策定するにあたり、関係する会議の中で色々なご意見を賜っているため、そのご意見も踏まえながら、アウトリーチや多様な居場所づくり、地域の連携等、支援にアクセスが難しい方へのアプローチも検討したいと考えている。(林地域共生推進課長)

(意見)

アウトリーチ的なアプローチをどこでしていくのかについて、保育・高齢の各施設が今までは利用者のための施設だったところから、高齢に関しては地域包括支援センター等、様々な形で地域に出ていくようになり、アンテナを張り巡らせることができるようになった。保育も同様に、今までも子育て支援は各施設、利用者の施設で対応してきた。今、堺市においては国のプログラム「乳児家庭全戸訪問事業」を各保育所・認定こども園が生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問するという事業に取り組んでおり、子育て中で孤立している家庭への支援はできるのではないかと。

同時に、「マイ保育園」という制度を導入している。生後、母子手帳を交付される際、かかりつけ医ではないが、先ほど「処方」の話があったように、最寄りの子育て支援

施設に登録することによって、園から園庭開放や支援の案内が届くという、子育てで孤立している方を発見するような手段が実際にとられている。

ただ、それが重層的に絡んでいるかということは課題になっており、大阪府の社会福祉協議会を中心として、「大阪しあわせネットワーク」という「生活困窮者レスキュー事業」を含め、保育であればスマイルサポーター、高齢であればコミュニティ・ソーシャルワーカー、地域貢献支援員・社会貢献支援員というものが府下ではかなり活動している。その一端として、堺市内においても、かなりの数の支援員が活動している。それが行政の今までの活動や計画の中でうまくリンクしているかは少し疑問に思うところだが、それはこれからの計画の中で取り入れていただきたいと考えている。

前回の審議会だったと思うが、重層的支援体制整備事業の説明があった際、資料の表のポンチ絵の中に施設がなかった。社会福祉施設も市内にある資源であるため、しっかりと計画の中に取り入れて活用していただきたい。（篠崎委員）

（意見）

社会福祉施設や社会福祉法人が法定事業を超えたところで、地域貢献事業といった公益的な事業にも取り組んでおられ、その一環として大阪では色々と取組が進んでいる。それらも重層的支援体制整備事業であるため、堺市の包括的な支援体制の中でうまく連携してネットワークを作っていくに当たりとても重要であるため、計画策定の際に議論を進めていただきたい。（黒田委員長）

## 2. 高齢福祉関係

（質問）

資料の内容と直接関係するかどうかわからないが、まず私の取組をご紹介して、皆様のご意見をお聞きしたい。

今から 8 年前に行政の方から、各連合会の校区別に介護をするような施設を作ったらどうかという提案を受けた。全連合会長が集まって何回か討議をした結果、我々、金岡南校区の連合会だけが手を挙げた。これは現在も続いているが、金銭的に大変で、補助してもらえる金額が非常に少ない。もちろん連合会の取組であるため利益が出るわけではなく、あくまでも地域に密着した皆のためにやっているということが前提である。

また、こういった施設を作るには NPO という組織を作るという大きな壁がある。この NPO の組織を作るのは素人だけでは大変で、本来は司法書士等の専門家に頼めば簡単にできるはずだが、金銭的に厳しいため、私が 3 か月かけて堺市民活動サポートセンターに毎週通って、一から教えていただいた。

3 か月をかけてやっと NPO を立ち上げ、現在も続いており、名称は「金岡南ふれあいクラブ」と言う。現在も利用者が約 20 名来てくれており、今までは週に 2 回来てもらっていた。しかし、どんどんその方たちが減っている。その理由は、入院される方や

病気で亡くなる方もおられるからである。そういう中で、現在は週に 1 回だけ、毎週水曜日の朝 9 時からお昼の 12 時まで活動している。

要支援 1・2 の方を対象に取組を行っているが、例えば体操するとなっても素人では難しい。最初は見よう見まねでやってみたもののうまくできなかったため、今は専門家を呼んで来てもらっている。ただ、これには費用がかかるため、非常に財政的に苦しいという現状がある。私としては、これからもずっとやっていきたいという希望を持っているが、今の状況では厳しい。財政的な支援をもう少し考えていただきたい。(天野委員)

(回答)

天野委員がおっしゃった金岡南校区で NPO を立ち上げてやっておられる活動は介護保険法上の定義では「介護予防日常生活支援総合事業」の中の「サービス活動 A」という従事者の要件を緩和した、堺市では「担い手登録型」と呼んでいるものである。地域住民等を対象に地域会館に来ていただき、介護予防の活動等をしていただいている。天野委員がおっしゃったように、地域で実施されるには様々なご苦勞もあったというふうに伺っており、その中で 8 年間実施し続けてこられたことに対しては、非常に頭の下がる思いである。

実情としては、活動されている皆様が、苦しい財政状況にあるなか、介護保険料を原資として運営している介護保険制度の中の一つなので、現時点で何かお約束できるわけではないが、実際に運営されている声を伺いながら検討したいと考えている。(杉中長寿支援課長)

(質問)

今の類型でサービス活動 A のタイプとの説明があったが、住民参加型のタイプもあったはずで、それには該当しないのか。(黒田委員長)

(回答)

厚生労働省が示しているガイドラインによると、サービス活動 B はもともと地域での活動に対する補助という形での分類であり、堺市で今実施しているのは、サービス活動 A として委託して実施するという形をとっている。(杉中長寿支援課長)

(質問)

住民参加型のサービス活動 B というタイプの事業は堺市にはないのでは。制度が始まった時に期待もされていたが、堺市にはそういった住民参加型のタイプの事業はあるか。(黒田委員長)

(回答)

今実施しているのはサービス活動 A で、サービス活動 B は実施していないが、実施に向けて内部で検討している。(杉中長寿支援課長)

(意見)

住民参加型のサービス活動 B というのは大事なタイプではないか。そういうものを活発化できれば、それこそ連合自治会という住民組織でやろうとしているので、本当は住民参加型のサービス活動 B としてもいいのではないかと思う。(黒田委員長)

(質問)

一点目は、資料 3 の 2 にあった令和 6 年度実績について、KPI と実績がどうだったかという検討がなされたと書いてある。その令和 6 年の実績だが、振り返ってみると、令和 5 年、令和 4 年とコロナ禍であったため、例えば介護予防の「あ・し・た」プロジェクトに出かけていく方等は非常に少なかったのではないか。結果として、安易に増えているという考え方で見るのか、コロナ禍の状況も考慮しないといけないのではないかと考えているが、どのように考えているか。

もう一点目は、地域福祉とも重なるが、介護人材が非常に困っているということはマスコミ等でも報じられており、肌で感じている。先ほどサービス活動 B と言っていたが、例えば介護保険事業には至らないが、家庭生活の役に立つようなこと、買い物や一緒に出かけるなど色々なことがあるが、そうした有償ボランティアの制度や仕組みを作ってほしいと、我々からも 2 年ほどずっと提案している。先だって、「検討したい」というような少し前向きなお話があった。今はまだこの資料には記載されていないと思うが、一刻も早くその制度・仕組みを作っていただきたいと考えているが、いかがか。(宮本委員)

(回答)

まず一点目の介護予防の事業等について、確かにコロナ禍で、特に既存の事業等はほとんど止まってしまい、今は回復途上にある。コロナ禍の状況からは少しずつ戻ってきてはいるが、まだコロナ禍前の水準までは少し届いてない状況で、そこは早く回復させたいと考えている。

もう一点、先ほど黒田会長からもお話があったように、サービス活動 B の事業については何とか今年度には新しい制度を立ち上げたいと考えており、今検討を進めている。新しい制度が立ち上がった場合は、この介護保険事業計画の中で、進捗もきっちり把握したいと思っている。(幸地長寿支援課参事)

(意見)

本当にこれがなければ、これからの時代、人口減少で回っていかないと思う。それは当局もわかっていると思う。なかなか大変であるため着手しづらいということもよくわかるし、大変な作業であるとは思いますが、早期に実現できるようにしてもらいたい。

(宮本委員)

(意見)

資料 3 の 2 について、先ほど宮本委員からも人材の問題と指摘があったが、そのとおりだと私も思っている。やはり 2040 年に向けて、少子高齢化で人口減少が進んでいくことを考慮すると、介護ニーズはますます複合化したり複雑化したりしてくる中で、介護人材が集まらないという状態は非常に危惧されている。ボランティアも含めて、資料には「2040 年を見据えた」と書いているため、もう少し長期的な視野に立った対策を今からやっておく必要があるのではないかと思う。(岡原委員)

(質問)

介護人材の確保・育成の支援ということで、先ほどの資料 3 の 2 の 6 つの重点施策の最後に、介護サービス等の充実強化、介護人材確保育成支援事業に取り組んでいることが書かれている。長期的なシェアのことを今、岡原委員が発言された。2040 年に向けてということだが、これに関して、事務局の中で何か補足はあるか。(黒田委員長)

(回答)

委員のご発言のとおり、介護人材不足、介護の担い手不足は大きな問題であると認識している。介護保険制度の中の制度面は国の権限なので市町村レベルで変えることは難しいが、例えば介護職の魅力の発信等、なるべく多くの方に介護を担う人材になっていただくということに関しては、市町村としてもできることがあると思っている。

大阪府等とも連携しながら力を入れてやっていきたいと思っており、先ほどのボランティアの担い手を広げるといっても含めて、持続可能な制度とするために、できることはやりたいと考えている。(幸地長寿支援課参事)

(意見)

重要なテーマ、課題であるため、これからも知恵を絞っていけたらと思う。(黒田委員長)

(質問)

資料 2 の 2 の 7 ページで、問 12 の 1 の「孤立した人や支援が必要な人」の点について、大変示唆に富んだ大島委員からのご意見を頂戴できたと思う。大島委員がおっしゃられたのは、まさに支援を必要とされている方の受援力が乏しいということだと私自身は理解した。また、才村委員や篠崎委員からはアウトリーチの重要性ということについておっしゃられたと思う。一方で、「相談や支援をしている人の発見が難しい、相談や支援のニーズが複雑化し、難しいケースが増えている」ということは、そういったものに対応していける体制を、岡原委員がおっしゃられた 2040 年を見据えて取り組んでいくべきなのではないか。

本市では 2012 年から地域包括支援センターを 21 圏域に設置してきたが、もはや 1 中学校に 1 センターというのは、私はしんどいのではないかと考えている。かといって、それを 2 つに割った時にそれを担っていただけるだけの社会福祉法人が本市にあ

るのかといえ、正直、これは非常に厳しい。であるならば、今、本市に唯一あるサブセンター、東区にあると承知しているが、サブセンターやブランチを、例えば一番高齢化が進んでいる区の 4 圏域に設置して、地域計画の中でそれを盛り込むということはいかがか。

あわせて、人口減少で労働人口の不足についても話があった。地域包括支援センターの場合、市議会での様々な議論があり、3 職種は必置で、1 か月以上欠員が出た場合の話もあったが、ここに出ているような困りごとで相談したい方の場合、相手の職種を選んで相談するというよりは、聞いてくれる方を求めているだろうと思う。国が 3 職種を地域包括支援センターに設置するよう指示していることは承知しているが、実態はもはや人口減少時代において、都市部でも厳しい。ただ、本市では幸いなことに 21 圏域の全てを社会福祉法人が担っていただいております、法人本体に 3 職種があれば可とし、サブセンターも専門職であれば望ましいが、それも難しい場合は天野委員や大島委員のところで活動している、傾聴に長けた地域住民に担ってもらおうといった方法も考えていただいた上で、地域包括支援センターのあり方を見直していただきたいと思うが、本市の見解はどうなっているか。(小堀委員)

(回答)

今までも人員体制の強化等もやってきたが、「これからは孤独・孤立の問題もあり、もっとアウトリーチが必要だ」というご意見もあったため、例えば、ご指摘のとおりサブセンターや支所のようなものを増やすなど、地域包括支援センターの機能強化・体制強化のあり方について、様々な形で可能性を考えている。有識者のご意見も聞きながら、何らかの形で体制強化を実現するための検討を今進めている。(幸地長寿支援課参事)

(質問)

私だけの発言では軽すぎると感じたため、そうそうたる方々のご発言をあえて引用申し上げた上で、本市の見解を問うた。本市の見解を問う以上、お答えになるのは健康福祉局長であってしかるべきではないか。(小堀委員)

(回答)

地域包括支援センターについては、次年度以降どのような形で運営していくのか現在検討しているところである。検討においては、現在の 21 圏域にこだわることなく、圏域を増やすことがいいのか、もしくはブランチを作って、1 つの圏域の中に複数ブランチを作って運営していくのがいいのか、それとも現在の圏域の中でマンパワーを増やすことによって対応していくのがいいのか。これは様々な考え方があると思うので、皆様のご意見、また他の有識者のご意見もお伺いしながら、堺市として、最善の方法を模索していきたいと考えている。(竹下健康福祉局長)

(意見)

地域包括支援センターは介護保険法で定められているもので、主に高齢者を対象としていると理解しており、堺市ではそういう運営をしてきたと思う。ただ、先ほどから重層的支援体制整備事業について話をしてきたが、今、地域で支援を必要としている人や色々な課題を考えると、高齢者だけの問題ではなく、こどもから引きこもりの方、高齢者、障害を持っている方等、複合的あるいは総合的な課題になってきているため、それに対応できる仕組みも必要となる。重層的支援体制整備事業というのは、まさにそういう課題があるから作られた事業である。地域包括支援センターもその重層的支援体制整備事業の重要な相談窓口であり、それがより包括的、重層的に機能できるようにすることも併せて検討してもらいたい。(黒田委員長)

### 3. 障害福祉関係

(意見)

障害福祉サービスにおいて、令和 7 年度から「地域連携推進会議」というものが始まった。おそらく高齢者のサービス事業所においてはもうすでに始まっていると思うが、入所施設または地域のグループホームなど生活の場で、その地域の方々や利用者、利用者のご家族、福祉に知見がある方、福祉事業所の運営に知見がある方に来ていただき、会議または見学をしていただくことになっている。すでに始まっているところもあるが、現在準備を進めており、地域に住んでおられる自治会の役員や福祉委員、民生委員等、または学校関係者の方に来ていただけるよう依頼をすることがあると思う。そういう依頼があった時には、是非ともご協力をお願いしたいと思っている。障害を持った方が、地域に根ざして理解を深めて、ともに豊かな生活を送れるようにしたいと思っているので、よろしくをお願いしたい。

それと、防災等、先ほど高齢の方でも出たが、人材確保は障害の事業所でもすごく悩んでいる。地域や学校で様々な防災訓練等があると思うが、そういうものに社会分野の事業所も一緒に参加して訓練したいと思っている。人材確保の分野でも堺市役所でお仕事フェアをしていただくなど、ご協力いただいているが、大学や高校で、また最近では堺市内の小学校や中学校の副読本として、お仕事の冊子があると聞いている。その中に障害分野の事業所も含まれていると思うが、学校の先生やこどもに福祉に対しての興味関心を持っていただき、観光との交流やお仕事体験等、色々やっていきたいと思っているので、ご協力をお願いしたい。(足立委員)

(質問)

障害福祉の分野で地域連携推進会議が今進められている、開催されるようになっていくというご発言だったが、事務局から何か補足はあるか。これはどこが主催して招集するのか。(黒田委員長)

(回答)

地域連携推進会議は今年度から全グループホームに義務化ということで始まっている。昨年度は努力義務ということで、いくつか先行して実施しているところもあったと聞いているが、今年度からは全てのグループホームが実施することになっている。主催は事業所ごとで、招集対象は地域の方やグループホームにお住まいの当事者の方、そのご家族の方、相談支援事業所等、他の福祉サービスの方である。必須の招集対象の方もいるが、招集する際はそれぞれの事業所がお願いして、来ていただくという形になっている。会議体を1回、施設の見学や利用者への質問も1回行われる。(鴈野障害福祉部長)

(意見)

今年度から義務化された事業ということで、とても重要な会議の場で大事なものだと思う。ぜひ、関係者が協力して進めていただきたい。(黒田委員長)

#### 4. 児童福祉関係

(質問)

資料5の裏面の5番にある「子ども権利擁護部会」の説明で、「児童の意見又は意向等に関する調査案件」が3件との記載があるが、こども家庭庁ができて、こどもの意見聴取に係る自治体の責任も明文化されて、これは非常に大事な取組になっていると思う。具体的にどんな意見や意向が出て、それに対して堺市として、どのように対応したのか。ここで共有しても構わない程度のものでいいので、どんな案件があったのか教えていただきたい。(伊藤委員)

(回答)

調査案件の3件については、何らかの形で措置をされているこどもが、自らの状況や措置の状況についての疑問を持っているということで、子ども相談所のケースワーカーや施設の方にある程度、自分の思いを伝えることもあるが、この「子ども権利擁護部会」の枠組があるということは説明しているため、そういったところでも自分の意見を聞いてほしいという話があり、調査員が訪問して本人の話を聞き取り、その内容について部会への諮問という形で報告させていただいた。

3件のうち2件は調査員が話を聞いていく中で、最終的に審議会への報告までは望まないという声があったため、あえて諮問までは行わなかったが、1件については審議会で話を聞いてほしいという希望があったため、諮問を行った。審議会の中で調査内容について報告し、委員の皆様真剣にご議論いただいた。その議論した内容を本人にフィードバックするため、調査員が訪問して話をした。

児童の置かれている状況は、児童より申出があった時期と調査、審議を経てフィー

ドバックを行った時とでは異なっていたので、自分がどうしてこういう状況になったのかがわからない中での話から、しっかりと大人が議論して、さらに措置権者である子ども相談所へも議論の結果を意見具申をするといった話をし、一定、児童に納得いただいたという状況である。詳細をどこまでお話できるか迷うところがあったため、非常に雑駁な、抽象的な話しかできず申し訳ないが、そういった取組であった。(立道子ども家庭課長)

(意見)

内容の詳細をお話できない事情はわかるのでいいが、やはり大事なことは、こどもが意見や意向を表明し話を聞いてもらうことで、その子の中で解決する問題と、具体的にこれを改善してほしい、こうしてほしいというようなタイプがあると思う。意見を聞く、こういう仕組みがあるということをこどもに知らせて、こどもが意見を言って、せっかく意見を言ったのに、色々話し合われたが結果的に何も起こらなかった、何も変わらなかったということが重なると、こどもたちは「やっぱり言ってもダメなんだ」や「言っても無駄なんだ」ということを学習してしまっただけで言わなくなる、言えなくなるということがあると思う。

意見を聞いたという「回数」や「聞いた」ということだけではなく、その後どうなったかということがやはり大事だと思うので、先ほどの説明の中で丁寧にフィードバックされたという報告があったため、それはよかったと思うが、大人として説得するためだけの機会にならないようにしてもらいたい。(伊藤委員)

(質問)

資料 5 の 6 番目の幼保連携型認定子ども園等認可審査部会について質問したい。昨今、少子化の問題が国でも議論され、出生数は 68 万人、出生率が下がったという話もあるが、本市においてもおそらく少子化の流れとは変わっていないと思われる。

昨年度、3 件の小規模保育事業に関する認可審査が行われているが、おそらくこれは「堺市子ども・子育て総合プラン」で、昨年度までの支援事業計画に基づく設置かと思われるが、今後、今年度からスタートしている「堺市子ども計画」において、この子育て支援施設の需給等のバランスはどのように予測されているのか、ご説明いただきたい。(篠崎委員)

(回答)

こどもの数はずっと減ってきているというのは事実であるが、保育所等に申請されるニーズ、申請者の数はほぼ減らない形で推移しているため、少子化でその施設数がなくてもいいのではないかとといった乱暴な議論ではなく、丁寧にその推移を見ていく必要があると考えている。(松村子育て支援部参事)

(質問)

今年度から「堺市子ども計画」が策定されたと思うが、その中では子育て支援施設

の需給等のバランスはどのように予測されているか。(篠崎委員)

(回答)

本日はその数字を把握していないため、後日ご報告させていただきたい。(松村子育て支援部参事)

(質問)

市町村版の「子ども・子育て支援事業計画」の堺版と認識しているが、よろしいか。「堺市こども計画」だが、国の指針に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の継続版という認識でよろしいか。(篠崎委員)

(回答)

そのとおり。(松村子育て支援部参事)

(意見)

これだけ少子化が進んでくると、各市町村でもそういった計画に基づいて、子育て、あるいは出生率そのものもどうして低下しているかということで、それに対する支援がとても重要になってくると思う。(黒田委員長)

(質問)

現在、認定こども園に移行が進んでいるが、幼稚園はあと数件ある。これも近い将来、認定こども園に変わっていくと思う。認定こども園に移行した場合、今の幼稚園と比べて何がデメリット、何がメリットか教えていただきたい。(天野委員)

(回答)

何がメリットでデメリットかということ、今ここで一言でご説明することはなかなか難しい。実際のところ、幼稚園の良さもあり、認定こども園の良さというのがあるが、なによりも保護者に選ばれるだけの特色をそれぞれの園がもっており、良いところは園の数ほどあるという説明が妥当であると思っている。幼稚園が徐々に認定こども園に移行していくという現象はご指摘のとおりである。ただ、移行したとしてもそれぞれの園の良さは変わらない。引き続き保護者が望む保育教育を受けていただけるということをめざして対応したいと考えている。(岩城子育て支援部部理事)